

1 平成30年第 号

2 信託契約公正証書

3 本公証人は、当事者の囑託により、平成30年3月
4 6日、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、こ
5 の証書を作成する。 _____

6
7 契約の趣旨

8 委託者 田中父男（以下、「甲」という。）及び受託者
9 佐藤恵娘（以下、「乙」という。）は、下記のとおり信
10 託契約を締結する。 _____

11 （信託の目的）

12 第1条 甲は、第2条記載の甲の財産を受益者のため
13 に管理、運用、処分することを目的として信託し、
14 乙はこれを受託した。本信託契約締結により、

15 （1）受益者ら田中家の生涯にわたる安定した生活
16 の支援と最善の福祉を確保すること

17 （2）受益者の死後に執り行われる受益者の葬儀、
18 納骨及び法要に必要な費用を確保し、受益者の葬
19 儀、納骨及び法要が滞りなく行われるようにする
20 こと

1 が本信託に込められた願いである。乙は、受託者と
2 して忠実義務を遵守し、適正な管理と承継を行うこ
3 とを旨としてその任にあたるものとする。————

4 (信託財産)

5 第2条 本信託契約締結日における信託財産は、下記
6 第一号ないし第二号のとおりである。また、将来に
7 おいて次の第三号ないし第六号も信託財産とする。

8 一 後記信託不動産目録記載の不動産（以下、「信
9 託不動産」という。）

10 二 甲が保有する現金金〇〇〇万円（以下、「信託
11 金銭」という。）————

12 三 第7条の定めにより追加信託を受けた財産——

13 四 信託財産の運用等により生じる一切の果実——

14 五 信託不動産の売却により得られた金銭————

15 六 第三号ないし第五号により生じた金銭について
16 は、第二号の信託金銭に算入される————

17 (受託者)

18 第3条 当初受託者は、次の者とする。————

19 住所 〇〇〇〇

20 氏名 佐藤恵娘

1 生年月日 昭和 年 月 日

2 2 委託者と当初受託者が合意のうえ、本信託にかか
3 る後継の受託者法人を設立した場合は、同法人を受
4 託者に指定する。 _____

5 (信託不動産の管理運用及び処分)

6 第4条 受託者は、本信託契約に特段の定めがある場
7 合を除き、以下の方法により、信託不動産を管理・
8 運用・処分するものとする。 _____

9 1 委託者及び受託者は、本信託契約後速やかに、
10 信託不動産について、信託を原因として受託者名
11 義に所有権移転登記手続を行うものとする。 _____

12 2 信託不動産の維持・保全・修繕又は改良及び処
13 分による信託金銭への性状転換については、信託
14 目的達成のために受託者が適当と認める方法、時
15 期及び範囲において自らの裁量で行うものとする。

16 3 受託者は信託不動産に関し、必要があればす
17 で契約している火災保険等の損害保険契約の変更
18 等手続を速やかに行うものとする。 _____

19 (信託金銭の管理運用及び使用)

20 第5条 受託者は、信託金銭につき、金融機関におい

1 て信託口座を開設し、自らの固有財産とは分別し
2 て管理するものとし、本件信託財産より生じる果実
3 等について適切な管理を行うものとする。但し、信
4 託口座の開設がなされるまでは、便宜上受託者の
5 個人名義の口座にて自らの固有財産とは分別して管
6 理することができるものとする。

7 2 受託者は、信託金銭を、信託不動産に関する公租
8 公課・修繕費・火災保険料・税理士報酬・弁護士報
9 酬・司法書士報酬その他信託不動産の維持管理に必
10 要な費用の支払いに使用することができるものとし
11 る。

12 3 受託者は、受益者又は受益者代理人の意見を聞き、
13 受託者が相当と認める額の生活費等を受益者らに交
14 付し、また受益者らの医療費、施設利用費等を直接
15 又は銀行振込み等の方法で支払うものとする。——
16 (善管注意義務等)

17 第6条 受託者は、信託事務を処理するにあたり、本
18 信託契約の目的に従い、善良な管理者の注意をもっ
19 て、これをしなければならないものとする。——

20 2 受託者は、信託財産の管理事務の一部について、

1 受託者が相当と認める第三者に委託することができ
2 るものとする。 _____

3 (追加信託)

4 第7条 委託者は、本信託契約の目的を達成するため、
5 金銭を追加信託することができる。この場合、受託
6 者は追加信託された財産を信託事務に必要な費用に
7 充てることができる。 _____

8 (委託者死亡後の委託者の地位)

9 第8条 委託者の死亡により、委託者の地位は消滅す
10 るものとする。 _____

11 (受益者)

12 第9条 本信託契約の当初受益者は、委託者甲とする。

13 2 本信託契約の受益権は、相続によっては承継され
14 ないものとし、当初受益者が死亡したときは、第二
15 次受益者として甲の妻田中母子（昭和 年 月
16 日生）とする。 _____

17 3 当初受益者及び第二受益者が死亡したときは、第
18 三次受益者として甲の長女乙とする。

19 4 当初受益者、第二受益者及び第三受益者が死亡し
20 たときは、第四次受益者として甲の長男田中息彦（昭

1 和 年 月 日生) (以下、「丙」という。)

2 とする。 _____

3 4 受益権を有する者が死亡した場合、その者の有す
4 る受益権は消滅し、次順位の者が新たな受益権を取
5 得する。 _____

6 (受益者代理人)

7 第10条 本信託の受益者が判断能力を欠き意思表示
8 ができないとき又は受託者が信託事務処理上必要と
9 認めるときは、受託者は、適任者と認められる親族
10 もしくは専門的な知識を有する者から受益者代理人
11 を選任することができるものとする。 _____

12 (受益権)

13 第11条 受益者は、受益権として、信託不動産を生
14 活の本拠又は資本として使用する権利を有し、信託
15 不動産の売却代金、賃料等、信託不動産により発生
16 する経済的利益を受けることができる。 _____

17 2 受益者は、受託者の同意がなければ、その受益権
18 の分割、放棄、譲渡及び質入れその他担保権設定等
19 を行うことはできないものとする。 _____

20 (契約の変更)

1 第 1 2 条 本信託契約については、受託者及び受益者
2 又は受益者代理人の合意がある場合で、信託の目的
3 に反しない限り、その内容を変更、一部解除するこ
4 とができる。_____

5 (受益権証書の不発行)

6 第 1 3 条 本信託契約においては、受益権証書は発行
7 しないものとする。_____

8 (信託の計算)

9 第 1 4 条 本件信託にかかる計算期間は、毎年 1 月 1
10 日から同年 1 2 月 3 1 日までとする。ただし、最初
11 の計算期間は本件信託の効力発生日からとし、最終
12 の計算期間は信託終了日までとする。_____

13 2 受託者は、各計算期間中の信託財産に関する帳簿
14 等を作成し、各計算期日における信託財産目録及び
15 収支状況報告書を作成する。_____

16 3 受託者は、本件信託が終了したときは、前項の書
17 類等を第 2 2 条記載の清算受託者に引き渡し、事務
18 引継ぎを行うものとする。_____

19 (信託費用の償還)

20 第 1 5 条 受託者は、信託事務処理に係る費用を、直

1 接、信託財産から償還を受けることができる。

2 (受託者に対する報告請求書)

3 第16条 受益者又は受益者代理人は、いつでも、受
4 託者に対して、信託財産や信託事務の状況について、
5 報告を求めることができるものとする。_____

6 (予備的受託者)

7 第17条 乙の死亡又は信託法に定めた事由の発生に
8 より受託者の任務が終了した場合、丙を新受託者と
9 する。_____

10 (信託報酬)

11 第18条 受託者の信託報酬は月額〇〇円とする。

12 (信託監督人)

13 第19条 信託監督人は、次の者とし、報酬は月額〇
14 〇円とする。但し、受託者及び受益者又は受益者代
15 理人の合意により、業務内容に応じ追加報酬を請求
16 することができるものとする。_____

17 住所

18 職業 司法書士

19 氏名 柳橋儀博

20 生年月日 昭和55年6月20日

1 2 予備的信託監督人として、次の者を指定する。

2 東京都港区虎ノ門五丁目11番15号

3 一般社団法人民事信託監督人協会

4 (信託の終了)

5 第20条 本信託契約は、次の事由によって終了する
6 ものとする。――

7 1. 受託者及び受益者又は受益者代理人が合意した
8 とき――

9 2. 本件信託財産が消滅したとき――

10 3. その他信託法に定める事由が生じたとき――

11 (信託終了後の残余財産の帰属)

12 第21条 本信託契約終了時の残余財産の帰属権利者
13 は、信託終了時の受益者とする。――

14 (清算事務)

15 第22条 清算受託者として、本信託契約終了時の受
16 託者を指定する。――

17 2 清算受託者は、信託清算事務を行うにあたり、本
18 信託契約条項及び信託法令に従って事務手続を行う
19 ものとする。――

20 (契約に定めのない事項)

1 第23条 本信託契約に記載のない事項は、受託者及
2 び受益者又は受益者代理人の協議により決定するも
3 のとする。_____

4 以下余白

6 信託不動産目録

7 一 土地

8 所在

9 地番

10 地目 宅地

11 地積 平方メートル

12 二 建物

13 所在

14 家屋番号

15 種類 居宅

16 構造

17 床面積 平方メートル

18 以下余白

1	本 旨 外 要 件
2	住 所
3	無 職
4	委 託 者 (甲) 田 中 父 男
5	昭 和 年 月 日 生
6	上 記 は 、 印 鑑 登 録 証 明 書 の 提 出 に よ り 、 人 違 い で な
7	い こ と を 証 明 さ せ た 。 _____
8	
9	住 所
10	会 社 員
11	受 託 者 (乙) 佐 藤 恵 娘
12	昭 和 年 月 日 生
13	上 記 は 、 印 鑑 登 録 証 明 書 の 提 出 に よ り 、 人 違 い で な
14	い こ と を 証 明 さ せ た 。 _____
15	以 下 余 白
16	
17	
18	
19	
20	